

**ジノテフランの食品健康影響評価に関する審議結果（案）  
についての御意見・情報の募集結果について**

- 1．実施期間 平成17年5月12日～平成17年6月8日
- 2．提出方法 インターネット、ファックス、郵送
- 3．提出状況 1通
- 4．コメントの概要及びそれに対する農薬専門調査会の回答

| 御意見・情報の概要  | 専門調査会の回答  |
|--|---|
| <p>ナノテクノロジー及びバイオテクノロジーの開発進化により、農薬の使用基準は使用部位や被食部位や薬品の製造法も加味して審査すべき時代だと思えます。</p> <p>皮（外皮）や種子、全葉、枝、茎など健康食品として取り扱われる可能性のある部位に対する残留性、油脂、アルコール等に易溶であるか結合する可能性はどうかまで判断して許可してもらいたいと思えます。</p> <p>長いも、長なす、きゅうりなどですでに、まっすぐな方が商品価値が高くなるという理由で、曲がらないで真っ直ぐに育つものが作られ、市場に出ているようです。</p> <p>あるいは、色素、その他有用成分をたくさん得られるようにするため、皮ばかりで実の少ない柑橘類、きゅうりなども作られたようです。色素を沢山含むからいも、ほうれん草、トマトはそのままでは食用にはなりません加工されてヒトの口に入るものです。どうか慎重な姿勢で審議してください。</p> | <p>農薬の使用の時期及び方法につきましては、農薬取締法の中で定められており、リスク管理機関である農林水産省において適切に管理されるべきものと考えますので、頂いたご意見につきましては、農林水産省に伝達致します。</p> <p>農薬専門調査会では、農薬の食品健康影響について科学的知見に基づいて客観的かつ中立公正に審議を行って参ります。</p> |